

日医発第 448 号(保 88)  
平成 21 年 8 月 18 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐 澤 祥 人

### 材料価格基準の一部改正等について

平成21年6月30日付厚生労働省告示第342号をもって材料価格基準の一部が改正され、平成21年7月1日より適用されました。

今回の改正は、新規医療機器である「胸郭変形矯正用材料」および「経皮的動脈管閉鎖セット」ならびに「脳動静脈奇形術前塞栓材」について、新たな機能区分および保険償還価格が設定されたものであります。

今回、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第0630002号厚生労働省保険局医療課長通知（平成21年7月31日保医発0731第2号厚生労働省保険局医療課長通知により一部改正されております）により、材料価格の算定に当たっての留意事項を定めた「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305005号）が一部改正され、同じく平成21年7月1日から適用されております。

なお、「胸郭変形矯正用材料」に該当する製品である「VEPTRシステム」（シンセス株式会社）および「AO ユニバーサルスパインシステム スモールスタッチャー TAN」（同）、「経皮的動脈管閉鎖セット」に該当する製品である「PDA閉鎖セット」（日本ライフライン株式会社）、「脳動静脈奇形術前塞栓材」に該当する製品である「ONYX液体塞栓システムLD」（イーヴィースリー株式会社）については、「医療機器の保険適用について」（平成21年6月30日保医発第0630003号）（平成21年7月1日適用）（平成21年8月18日付日医発第449号（保89）をご参照下さい）にて、「新たな保険適用 区分B」として保険適用されております。

つきましては、本告示・通知の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

さらに、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第0630001号厚生労働省保険局医療課長通知により、「特定保険医療材料の定義について」（平成20年3月5日保医発第0305008号）が一部改正され、同じく平成21年7月1日から適用されました。

また、「胸郭変形矯正用材料」の算定に係る疑義解釈（平成21年7月31日厚生労働省保険

局医療課事務連絡) (平成21年8月18日(保90)をご参照下さい) が示されており, 本告示・通知の内容と併せ本会において別添5のとおり整理いたしましたので, ご参考に添付申し上げます。

なお, 今回の材料価格基準告示の改正部分及び材料価格算定に関する留意事項等につきましては, 日本医師会雑誌10月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平21.6.30 第5102号抜粋)
2. 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について  
(平21.6.30 保医発第0630002号 厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について」の一部訂正について  
(平21.7.31 保医発0731第2号 厚生労働省保険局医療課長通知)
4. 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について  
(平21.6.30 保医発第0630001号 厚生労働省保険局医療課長通知)
5. 新たに機能区分および価格が設定された医療機器 (日本医師会保険医療課)

明治二十五年三月二十一日 日刊（行政機関の休日休刊）  
第三種郵便物認可



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○特定保険医療材料及びその材料価格  
（材料価格基準）の一部を改正する  
件（厚生労働 三四二）

○厚生労働省告示第三百四十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から適用する。

平成二十一年六月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

別表Ⅱ区分に次のように加える。

152 胸部変形矯正用材料	
(1) 肋骨間用	1,507,000円
(2) 肋骨腰椎間用	1,472,000円
(3) 肋骨腸骨間用	1,497,000円
(4) 固定クリップ（伸展術時交換用）	68,300円
153 経皮的動脈管閉鎖セット	332,000円
154 脳動静脈奇形術前塞栓材	134,000円

写

保医発第0630002号  
平成21年6月30日

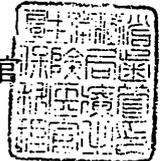
地方厚生（支）局医療指導課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の材料価格算定に関する  
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305005号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第342号）が公布され、平成21年7月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成21年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図りたい。

記

Iの3の(78)の次に次のように加える。

(79) 胸郭変形矯正用材料

ア セットを使用する場合は、脊椎固定用材料に属する特定保険医療材料及び固定クリップ（伸展術時交換用）の費用は所定点数に含まれ、別途算定できない。

イ セットは1回の手術につき2セットを限度として算定できる。なお、医学的根拠に基づきこれ以上のセットを算定する場合にあっては、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的根拠を詳細に記載すること。

ウ 固定クリップ（伸展術時交換用）は1セット当たり2個を上限として算定できる。

エ 固定クリップ（伸展術時交換用）は伸展術時のみ算定できる。

オ セットの設置又は既に設置されたセットの交換を行うための手技料は、区分番号「K142-2」脊椎側彎症手術を算定する。なお、当該点数の「注」の加算は算定できない。

カ 固定クリップ（伸展術時交換用）を用いた伸展術の手技料は、区分番号「K029」筋肉内異物摘出術に準じて算定する。

(80) 経皮的動脈管閉鎖セット

経皮的動脈管閉鎖セットを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じること。

(81) 脳動静脈奇形術前塞栓材

ア 脳動静脈奇形術前塞栓材は、脳動静脈奇形摘出術を予定している患者に対して、術前処置としての血管塞栓術を目的として使用した場合に限り算定できる。

イ 脳動静脈奇形術前塞栓材を使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じること。

ウ 当該保険医療材料を使用する場合の手技料は、区分番号「K615」血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管）を算定する。



保医発0731第2号  
平成21年7月31日

地方厚生（支）局医療指導課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の  
一部改正について」の一部訂正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について」（平成21年6月30日保医発第0630002号）について、別紙のとおり訂正するので、その取扱いに遺漏のないよう、各保険医療機関に対して周知徹底を図られたい。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の  
一部改正について（平成21年6月30日保医発第0630002号）

(79) 胸郭変形矯正用材料

オ セットの設置又は既に設置されたセットの交換を行うための手技料は、  
区分番号「K142-2」脊椎側彎症手術を算定する。~~なお、当該点数の「注」  
の加算は算定できない。~~

カ 固定クリップ（伸展術時交換用）を用いた伸展術の手技料は、区分番  
号「~~K029058-4~~筋肉内異物摘出術骨長調整手術 4 骨延長術（指（手、  
足）以外）」に準じて算定する。なお、当該手術に限り「K930」脊髄誘発  
電位測定加算は算定できる。

写

保医発第0630001号  
平成21年6月30日

地方厚生(支)局医療指導課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理課長



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」(平成20年3月5日保医発第0305008号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成21年厚生労働省告示第342号)が公布され、平成21年7月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を別紙のとおり改正し、平成21年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

(別表) II の151の次に次のように加える。

152 胸郭変形矯正用材料

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」であること。
- ② 胸郭不全症候群患者の胸郭変形の安定又は矯正を目的として使用する材料であること。

(2) 機能区分の考え方

構造及び使用部位により、肋骨間用、肋骨腰椎間用、肋骨腸骨間用及び固定クリップ(伸展術時交換用)の合計4区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 肋骨間用

両端とも肋骨に固定し、胸郭を安定又は矯正させることを目的に使用するセット(ハーフコネクター又はエクステンデトハーフコネクター2個、ロッキングクリップ2個、頭側クレードル1個、尾側クレードル1個、リブスリーブ1個及びディストラクションロッキングクリップ2個を含む。)であること。

② 肋骨腰椎間用

頭側端は肋骨に、尾側端は腰椎に固定し、胸郭を安定又は矯正させることを目的に使用するセット(ハーフコネクター又はエクステンデトハーフコネクター1個、ロッキングクリップ1個、頭側クレードル1個、リブスリーブ1個、腰椎用エクステンション1個、オフセットラミナフック1個及びディストラクションロッキングクリップ2個を含む。)であること。

③ 肋骨腸骨間用

頭側端は肋骨に、尾側端は腸骨に固定し、胸郭を安定又は矯正させることを目的に使用するセット(ハーフコネクター又はエクステンデトハーフコネクター1個、ロッキングクリップ1個、頭側クレードル1個、リブスリーブ1個、腰椎用エクステンション1個、USS SSエクステンションコネクター1個、S-フック1個及びディストラクションロッキングクリップ2個を含む。)であること。

④ 固定クリップ(伸展術時交換用)

ディストラクションロッキングクリップであること。

153 経皮的動脈管閉鎖セット

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系血管内塞栓促進用補綴材」であること。
- (2) 動脈管の閉鎖を目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット（デリバリーシステムを含む。）であること。

#### 154 脳動静脈奇形術前塞栓材

##### 定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系血管内塞栓促進用補綴材」であること。
- (2) 脳動静脈奇形摘出術を予定している患者に対して、術前処置としての血管塞栓術を目的として使用する塞栓材であること。

## ■新たに機能区分および価格が設定された医療機器

1. 胸郭変形矯正用材料	
肋骨間用	1,507,000円
肋骨腰椎間用	1,472,000円
肋骨腸骨間用	1,497,000円
固定クリップ（伸展術時交換用）	68,300円

【販売名】『VEPTRシステム』 【薬事法承認番号：22000BZX01655000】

『AO ユニバーサルスパインシステム スモールスタッチャー TAN』

【薬事法承認番号：21600BZY00249000】

（※「VEPTRシステム」は胸郭不全症候群患者における胸郭変形を機械的に安定または矯正するチタン合金（ASTM F 1295-05）およびチタニウム（ASTM F 67-00）からなるインプラント一式であり、「AO ユニバーサルスパインシステム スモールスタッチャー TAN」は「胸郭変形矯正用材料 肋骨腸骨間用」を構成する一部である。両製品は平成21年6月30日付保医発第0630003号で保険適用されている。）

○平成21年6月30日 厚生労働省告示第342号（平成21年7月1日適用）

<b>告示（材料価格基準）</b>	
（別表）	
Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	
001～151（略）	
152 胸郭変形矯正用材料	
(1) 肋骨間用	1,507,000円
(2) 肋骨腰椎間用	1,472,000円
(3) 肋骨腸骨間用	1,497,000円
(4) 固定クリップ（伸展術時交換用）	68,300円
※材料価格基準（平成20年3月5日付厚生労働省告示第61号）の別表に下線部を追加。	

○平成21年6月30日 保医発第0630002号（平成21年7月1日適用）

○平成21年7月31日 保医発第0731第2号

<b>材料価格算定の留意事項</b>	
平成20年3月5日付保医発第0305005号のⅠの3の(78)の次に以下のように加える。	
Ⅰ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項	
3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い（1）～（78）（略）	
(79) 胸郭変形矯正用材料	
ア セットを使用する場合は、脊椎固定用材料に属する特定保険医療材料及び固定クリップ（伸展術時交換用）の費用は所定点数に含まれ、別途算定できない。	
イ セットは1回の手術につき2セットを限度として算定できる。なお、医学的根拠に基づきこれ以上のセットを算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的根拠を詳細に記載すること。	

ウ 固定クリップ（伸展術時交換用）は1セット当たり2個を上限として算定できる。

エ 固定クリップ（伸展術時交換用）は伸展術時のみ算定できる。

オ セットの設置又は既に設置されたセットの交換を行うための手技料は、区分番号「K142-2」脊椎側彎症手術を算定する。

カ 固定クリップ（伸展術時交換用）を用いた伸展術の手技料は、区分番号「K058」骨長調整手術 4 骨延長術（指（手，足）以外）に準じて算定する。なお、当該手術に限り「K930」脊髄誘発電位測定加算は算定できる。

※下線部追加

○平成21年7月31日 厚生労働省保険局医療課事務連絡（「疑義解釈資料（その9）」）

（問2） 「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について」（平成21年6月30日付け保医発第0630002号）の「(79) 胸郭変形矯正用材料」において、「ア セットを使用する場合は、脊椎固定用材料に属する特定保険医療材料及び固定クリップ（伸展術時交換用）の費用は所定点数に含まれ、別途算定できない。」とあるが、脊椎側彎症手術を実施し「152胸郭変形矯正用材料」を算定する一方、医学的な必要性から「064脊椎固定用材料」を用いた矯正又は固定を追加で行った場合にも、「064脊椎固定用材料」を別途算定できないのか。

（答） 当該通知は、「152胸郭変形矯正用材料」のセットに属する構成部品は、「064脊椎固定用材料」として重複して算定できないという主旨である。従って、医学的な必要性から使用した「064脊椎固定用材料」が、「152胸郭変形矯正用材料」の一構成部品として使用されないのであれば、別途算定できる。

○平成21年6月30日 保医発第0630001号（平成21年7月1日適用）

特定保険医療材料の定義

平成20年3月5日付保医発第0305008号の（別表）Ⅱの151の次に下記のように加える。

（別表）

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部，第4部，第6部，第9部，第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001～151 （略）

152 胸郭変形矯正用材料

（1）定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上，類別が「医療用品（4）整形用品」であって，一般的名称が「体内固定システム」であること。

② 胸郭不全症候群患者の胸郭変形の安定又は矯正を目的として使用する材料であること。

（2）機能区分の考え方

構造及び使用部位により，肋骨間用，肋骨腰椎間用，肋骨腸骨間用及び固定クリップ（伸展術時交換用）の合計4区分に区分する。

### (3) 機能区分の考え方

#### ① 肋骨間用

両端とも肋骨に固定し、胸郭を安定又は矯正させることを目的に使用するセット（ハーフコネクター又はエクステンデッドハーフコネクター2個、ロッキングクリップ2個、頭側クレードル1個、尾側クレードル1個、リブスリーブ1個及びディストラクションロッキングクリップ2個を含む。）であること。

#### ② 肋骨腰椎間用

頭側端は肋骨に、尾側端は腰椎に固定し、胸郭を安定又は矯正させることを目的に使用するセット（ハーフコネクター又はエクステンデッドハーフコネクター1個、ロッキングクリップ1個、頭側クレードル1個、リブスリーブ1個、腰椎用エクステンション1個、オフセットラミナフック1個及びディストラクションロッキングクリップ2個を含む。）であること。

#### ③ 肋骨腸骨間用

頭側端は肋骨に、尾側端は腸骨に固定し、胸郭を安定又は矯正させることを目的に使用するセット（ハーフコネクター又はエクステンデッドハーフコネクター1個、ロッキングクリップ1個、頭側クレードル1個、リブスリーブ1個、腰椎用エクステンション1個、USS SS エクステンションコネクター1個、S-フック1個及びディストラクションロッキングクリップ2個を含む。）であること。

#### ④ 固定クリップ（伸展術時交換用）

ディストラクションロッキングクリップであること。

※下線部追加

## 2. 経皮的動脈管閉鎖セット

332,000円

【販売名】『PDA閉鎖セット』

【薬事法承認番号：22000BZX01768000】

（※本製品は動脈管開存術の治療において、動脈管の閉鎖栓として、経皮的に動脈管開口部に留置する器具であり、留置する本体（ダクトオクルーダー）と、本体を送達するために用いるデリバリーシステムからなり、平成21年6月30日付保医発第0630003号で保険適用されている。）

○平成21年6月30日 厚生労働省告示第342号（平成21年7月1日適用）

### 告示(材料価格基準)

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

001～151 (略)

152 胸郭変形矯正用材料

(1)～(4) (略)

153 経皮的動脈管閉鎖セット

332,000円

※材料価格基準(平成20年3月5日付厚生労働省告示第61号)の別表に下線部を追加。

○平成21年6月30日 保医発第0630002号(平成21年7月1日適用)

材料価格算定の留意事項

平成20年3月5日付保医発第0305005号のIの3の(79)の次に以下のように加える。

I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項

3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い  
(1)～(78) (略)

(79) 胸郭変形矯正用材料  
ア～カ (略)

(80) 経皮的動脈管閉鎖セット

経皮的動脈管閉鎖セットを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じること。

※下線部追加

○平成21年6月30日 保医発第0630001号(平成21年7月1日適用)

特定保険医療材料の定義

平成20年3月5日付保医発第0305008号の(別表)IIの152の次に下記のように加える。

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

001～151 (略)

152 胸郭変形矯正用材料  
(1)～(3) (略)

153 経皮的動脈管閉鎖セット

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系血管内塞栓促進用補綴材」であること。

(2) 動脈管の閉鎖を目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット(デリバリーシステムを含む。)であること。

※下線部追加

3. 脳動静脈奇形術前塞栓材

134,000円

【販売名】『ONYX液体塞栓システムLD』 【薬事法承認番号：22000BZY00026000】  
 (※本製品は脳動静脈奇形の血管塞栓術において、血流の遮断を目的に使用する液体状の  
 栓塞物質(滅菌済み)であり、平成21年6月30日付保医発第0630003号で保険適用されて  
 いる。)

○平成21年6月30日 厚生労働省告示第342号(平成21年7月1日適用)

告示(材料価格基準)	
(別表)	
Ⅱ 医科点数表の第2章第3部, 第4部, 第6部, 第9部, 第10部及び第11部に規定する 特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格	
001~151	(略)
152	胸郭変形矯正用材料
	(1)~(4) (略)
153	経皮的動脈管閉鎖セット 332,000円
154	脳動静脈奇形術前塞栓材 134,000円

※材料価格基準(平成20年3月5日付厚生労働省告示第61号)の別表に下線部を追加。

○平成21年6月30日 保医発第0630002号(平成21年7月1日適用)

材料価格算定の留意事項
平成20年3月5日付保医発第0305005号のⅠの3の(80)の次に以下のように加える。
Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表に 関する事項
3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い (1)~(78) (略)
(79) 胸郭変形矯正用材料 ア~カ (略)
(80) 経皮的動脈管閉鎖セット (略)
(81) <u>脳動静脈奇形術前塞栓材</u>
ア <u>脳動静脈奇形術前塞栓材は、脳動静脈奇形摘出術を予定している患者に対して、 術前処置としての血管塞栓術を目的として使用した場合に限り算定できる。</u>
イ <u>脳動静脈奇形術前塞栓材を使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料 の実施基準に準じること。</u>
ウ <u>当該保険医療材料を使用する場合の手技料は、区分番号「K615」血管塞栓術(頭 部、胸腔、腹腔内血管)を算定する。</u>
※下線部追加

○平成21年6月30日 保医発第0630001号(平成21年7月1日適用)

特定保険医療材料の定義

平成20年3月5日付保医発第0305008号の(別表)Ⅱの153の次に下記のように加える。

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

001～151 (略)

152 胸郭変形矯正用材料

(1)～(3) (略)

153 経皮的動脈管閉鎖セット

(1)～(2) (略)

154 脳動静脈奇形術前塞栓材

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系血管内塞栓促進用補綴材」であること。

(2) 脳動静脈奇形摘出術を予定している患者に対して、術前処置としての血管塞栓術を目的として使用する塞栓材であること。

※下線部追加

(日本医師会保険医療課)